イノベーション法務 Vol.9

AI 音声と声優の「声」のパブリシティ権
～津田健次郎氏対 TikTok 事件（東京地判令和 8 年 9 月 30 日）～

2026 年 11 月 6 日

弁護士 大出　萌
弁護士 岩崎 啓太

目次

1. はじめに
2. 判決の概要
 (1) 事案
 (2) 結論：削除済みを理由とする棄却
 (3) 「声」に関する説示
3. 従前のパブリシティ権をめぐる議論との関係
4. 法務省検討会の報告書との関係
5. おわりに

1. はじめに

2026 年 9 月 30 日、東京地裁は、声優・俳優の津田健次郎氏が TikTok の運営会社に対して AI 生成とみられるナレーション音声を用いた投稿動画の削除を求めた事件について、判決を言い渡しました（東京地判令和 8 年 9 月 30 日。以下「本判決」といいます。）。結論は、問題の投稿が口頭弁論終結時までに削除済みであったことを理由とする請求棄却であり、その点では原告の敗訴となります。

もっとも、本判決では、実演家の「声」の無断使用がパブリシティ権の侵害に当たり得るとの一般的な考え方が示されています。声がパブリシティ権の保護対象となり得ること自体は、従来から学説・実務上支持されてきた理解であり、本判決は、その理解が裁判例の説示としても確認された一例と位置付けられるものです。後述のとおり、本件では実体的な議論には立ち入っておらず、かかる説示が結論に影響を与えたものではありませんが、AI 音声をめぐる紛争の一事例として参考になると思われますので、本稿では、判決の概要を紹介した上で、従前のパブリシティ権をめぐる議論及び 2026 年 8 月公表の法務省検討会の報告書との関係等を簡潔にご紹介します。

©Miura & Partners. All rights reserved.

2. 判決の概要

(1) 事案

原告は、テレビアニメ「呪術廻戦」の七海建人役等で知られる声優・俳優・ナレーターです。氏名不詳の投稿者が、2024 年 7 月から 2025 年 9 月までの間に、TikTok 上に 188 件の動画を投稿しました。いずれも都市伝説・心霊現象等の雑学のナレーション音声を付した動画で、当該アカウントは 2025 年 11 月時点で 21 万人以上のフォロワーを有し、各投稿は数千から数万の「いいね」を獲得していました。

本件では、投稿者自身が AI の利用を認めていましたが、原告の声の利用については否定していました。すなわち、アカウントのトップページからリンクされた外部サイトには、ナレーション音声は原告の声を無断で使用して AI に学習させたものではなく、声真似が上手い友人の声を AI に学習させたデータを使用したものである旨が記載されていました。他方、コメント欄には「津田健次郎・・・？」「ツダケンの声がする」「津田健次郎の声真似が上手い友達の声を AI 変換させたって言ってるけど嘘だよな」といった投稿が見られたと認定されています。

原告は、投稿者ではなく、プラットフォームである TikTok の運営者である被告（シンガポール法人）を直接の相手方として、（i）不正競争防止法 3 条（原告の声質が周知・著名な「営業表示」であり、類似する音声の使用が混同惹起行為等の不正競争行為に当たるとの構成）、又は（ii）パブリシティ権に基づく侵害排除請求として、各投稿の削除を求めました。

(2) 結論：削除済みを理由とする棄却

投稿者は訴訟係属中の 2026 年 5 月 29 日にアカウントを削除し、30 日以内の復旧申請もなかったことから、裁判所は、同年 6 月 28 日の経過をもって投稿データが被告のサーバから削除されたと認定しました。その上で、仮に被告に削除義務が生じ得るとしても、口頭弁論終結時までに削除の対象である各記事は削除されており、被告が更に削除義務を負うものではないとして、請求をいずれも棄却し、「事案にかんがみ、本件において、その余の争点についてこれ以上の判断はしない」としました。声の類似性、不正競争行為該当性、パブリシティ権侵害の成否、プラットフォーム事業者の削除義務の成否等の実体論は、いずれも判断されずに終わっています。

(3)「声」に関する説示

もっとも、裁判所は、上記の判断に先立ち、パブリシティ権に関する一般的な考え方として、次のとおり述べています。

> 「人の声は、人の肖像と同様に個人の人格の象徴であるということができるところ、例えば実演家の声等を無断で使用する行為は、その声が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえる場合であって、その声を使用する行為が専らその声の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるときは、パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当であるといえる。」

©Miura & Partners. All rights reserved.

この説示は、人の声についてもパブリシティ権の侵害が問題となり得ることを前提とするものです。もっとも、上記のとおり本判決では実体的な議論を経ることなく、請求棄却の結論が導かれていますので、本件におけるパブリシティ権侵害の成否や具体的な当てはめについては明らかにされていません。

3. 従前のパブリシティ権をめぐる議論との関係

パブリシティ権は、法律に明文の規定がなく、判例によって形成されてきた権利です。リーディングケースであるピンク・レディー事件最高裁判決（最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 巻 2 号 89 頁。以下「ピンク・レディー事件判決」といいます。）は、人の氏名・肖像等（以下「肖像等」といいます。）は個人の人格の象徴であり、肖像等が持つ顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）は人格権に由来する権利の一内容を構成するとした上で、無断使用が違法となるのは、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」場合に限られるとの判断枠組みを示しました。

同判決の事案は写真（肖像）の無断掲載でしたが、ピンク・レディー事件判決の調査官解説においては、「『肖像等』とは、本人の人物識別情報をいうものであり、例えば、サイン、署名、声、ペンネーム、芸名等を含むものである。」と解説されていました（『最高裁判所判例解説民事篇（平成 24 年度）』18 頁〔中島基至〕）。本判決の説示も、この従来の理解に沿うものであり、従来の一般的な理解が裁判例の説示としても確認された事案であると位置づけられます。

4. 法務省検討会の報告書との関係

生成 AI によるパブリシティ権侵害の可能性については、2026 年 8 月、法務省の「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」が、「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会取りまとめ報告書－生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針－」（以下「取りまとめ報告書」といいます。）を公表しています（法務省・検討会ページ）。これは、現行法・判例法理を前提に、生成 AI の利用をめぐる想定事例における考え方を整理したものです。なお、本判決後の 2026 年 10 月 22 日、取りまとめ報告書にも本判決の紹介が追記されています。

取りまとめ報告書では、ピンク・レディー事件判決を踏まえ、「本検討会においても、声は、人物識別情報であり、かつ、個人の人格の象徴であることから、声がパブリシティ権の保護対象に含まれることについて、異論がなかった」とされており（同 9 頁）、本判決の説示もこれと整合的です。いずれも、声の保護に関する従来の一般的な理解を確認したものと言えます。

本判決は、前述のとおり、実体的なパブリシティ権侵害の判断はなされていませんが、仮にこの点の判断がなされたとすれば、取りまとめ報告書が取り上げた論点は本件でも問題になった

©Miura & Partners. All rights reserved.

と考えられます。例えば、投稿者は「声真似が上手い友人の声を AI に学習させた」と説明しているところ、本人の「声」が使用されたと認められるか（取りまとめ報告書 27 頁）、という点は重要な論点となったと言えます。原告は、証拠として音声比較分析を提出していたようですが、具体的にどの程度似ていれば、あるいはどのような事情があれば本人の声の使用と認められるのかについては、今後の裁判例の蓄積を待つ必要があります。また、パブリシティ権侵害の 3 類型の該当性等も論点と考えられます。本件では動画に付されたナレーションが問題となっているところ、取りまとめ報告書では、有名人のナレーションが第 1 類型に該当し得るのか、第 2 類型に該当し得るのか、見解が分かれているところであり（取りまとめ報告書 28〜29 頁）、この点も今後の議論や裁判例の蓄積が待たれます。

さらに、プラットフォーム事業者を直接の相手方とする削除請求という本件の訴訟構造についても、取りまとめ報告書が、パブリシティ権を侵害するコンテンツの削除請求はプラットフォーム事業者に対しても行い得ると整理しています（取りまとめ報告書 38 頁）。

なお、取りまとめ報告書では、パブリシティ権やいわゆる肖像権侵害の他、不正競争防止法に基づく請求についても整理がなされており、本件でも原告は不正競争防止法に基づく削除請求をあわせて行っています。不正競争防止法については、本年 10 月、経済産業省が声や肖像を保護するための改正に向けた検討も始めたとのことであり、その動向も注目されます。

5. おわりに

本判決は、動画の削除を理由として請求を棄却した判決であり、声のパブリシティ権について何か具体的な判断基準を示したものではありませんが、声がパブリシティ権の保護対象となり得るという従来の通説的な理解に沿う説示が裁判例上も確認された点で意義を有すると言えます。他方、本人の「声」が使用されたと認められるか、あるいはパブリシティ権侵害の 3 類型に該当するか、といった論点の具体的判断基準、そして不正競争行為該当性といった実質的な論点はいずれも判示されておらず、今後の課題として残されています。

なお、本判決後の実務の動向として、俳優・声優が加盟する協同組合日本俳優連合が、俳優・声優の声の利用について「音声に関する生成 AI 利用ガイドライン」（2026 年 10 月 15 日）を公表しています。同ガイドラインは、パブリシティ権侵害の 3 類型に限らず、広く俳優・声優の声を AI 利用する場合の事前同意の取得を求めており、かつ、AI モデルの開発・学習における学習用データとしての音声データの利用をも適用範囲としており、既存の判例の枠組みを超えて俳優・声優の声の保護を図ろうとするものとなっています。今後、このようなガイドラインが実務にどのような影響を与えるか注目されます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。

©Miura & Partners. All rights reserved.